

## 10月の消費税率引上げに向けた 公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組

### 10月の引上げに向けた主な取組

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインの改正〈3月〉
- ・ 全都道府県における事業者向け説明会及び移動相談会の実施〈4～9月〉
- ・ 大規模小売事業者及び大企業等（買手側）に対する報告義務を課した書面調査の実施（約8万名）〈5月〉
- ・ 中小企業・小規模事業者等（売手側）に対する書面調査の実施（中小企業庁と合同）（約30万名）〈5月〉
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法の遵守についての要請文書の発出（経済産業大臣・公正取引委員会委員長連名）（20万社）〈6月〉
- ・ 地方公共団体，商工会議所等への消費税転嫁対策特別措置法パンフレット及び違反事例パンフレットの配布（約25万部）〈8月〉
- ・ マスメディア（新聞，雑誌，電車広告，バナー広告等）を利用した集中的な広報の実施〈9月～10月〉

### 10月の引上げ後の主な取組

- ・ 消費税率引上げ後の状況等について，悉皆的な書面調査を継続して実施（中小企業庁と合同）（約280万の中小企業・小規模事業者等，約350万の個人事業者を対象）〈10月～〉
- ・ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を継続して実施
- ・ 転嫁拒否行為に対して，引き続き，消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処
- ・ 引き続き，中小企業等からの相談対応
- ・ マスメディア（新聞，雑誌，電車広告，バナー広告等）を利用した集中的な広報の実施〈9月～10月〉

